

温泉利用許可 審査表（イベント等における仮設の施設）

施 設 名			
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> その他()		
浴 槽 の 数	仮設用手湯： 個、 仮設用足湯： 個		
利 用 の 種 別		温泉湧出地	
温 泉 の 採 取 地			
加 水	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
加 温	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
循 環 装 置	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
ろ 過 器	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
入浴剤の添加	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (名称：)		
温 泉 水 の 消 毒	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (方法：)		
特定成分の除去 (鉄やマンガン等)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容：)		
特 記 事 項			

温泉法第2条の規定に基づく温泉の適合性及び硫黄泉の該当性

施設名及び利用用途：

温 泉：以下の温度又は物質を有する（19物質のうち1物質以上、基準を上回る含有量がある）もの
硫黄泉：総硫黄(S)を1kg中2mg以上含有する温泉

1 温泉源から採取されるときの温度

基準	温度	判定（適/否）
25°C以上		

2 物質

No.	物質名	基準含有量(1kg 中)	含有量(1kg)	判定（適/否）
1	溶存物質 (ガス性のものを除く。)	総量 1,000mg 以上	mg	
2	遊離炭酸 (CO ₂) (遊離二酸化炭素)	250mg 以上	mg	
3	リチウムイオン (Li ⁺)	1mg 以上	mg	
4	ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	10mg 以上	mg	
5	バリウムイオン (Ba ²⁺)	5mg 以上	mg	
6	フェロ又はフェリイオン (Fe ²⁺ , Fe ³⁺) (総鉄イオン)	10mg 以上	mg	
7	第一マンガンイオン (Mn ²⁺) (マンガン(II)イオン)	10mg 以上	mg	
8	水素イオン (H ⁺)	1mg 以上	mg	
9	臭素イオン (Br ⁻) (臭化物イオン)	5mg 以上	mg	
10	沃素イオン (I ⁻) (ヨウ化物イオン)	1mg 以上	mg	
11	ふつ素イオン (F ⁻) (フッ化物イオン)	2mg 以上	mg	
12	ヒドロひ酸イオン (HAsO ₄ ²⁻) (ヒ酸水素イオン)	1.3mg 以上	mg	
13	メタ亜ひ酸 (HAsO ₂)	1mg 以上	mg	
14	総硫黄(S) (HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に 対応するもの)	温泉 : 1mg 以上 硫黄泉 : 2mg 以上	mg	温泉 硫黄泉
15	メタほう酸 (HBO ₂)	5mg 以上	mg	
16	メタけい酸 (H ₂ SiO ₃)	50mg 以上	mg	
17	重炭酸ソーダ (NaHCO ₃) (炭酸水素ナトリウム)	340mg 以上	mg	
18	ラドン (Rn)	20 以上 (百億分の1キユリー単位)		
19	ラジウム塩 (Ra として)	1億分の1mg 以上	mg	
参考	泉質			

3 硫黄泉 (No. 14 総硫黄(S)の含有量により判定)

非該当 該当 (温泉利用計画書提出時に安全対策を明示した書類の添付が必要)

温泉利用許可 形式審査表

施設名及び利用用途 :

項目	審査内容	該当条文	適否
申請書			
1	温泉利用許可申請書に記載漏れはないか。	規則 7	
2	許可の単位は適切か。	要領 2-3-(1)-イ	
次の書類が添付されているか。			
3	申請者が法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面	規則 7-2-3	
4	温泉成分分析書の写し 注：特定成分（鉄やマンガン等）をあらかじめ人為的な加工行為により除去した場合、除去後の分析結果とすること。	細則 2(1)	
5	申請者が法人の場合、最新の情報が確認できる登記事項証明書（写しでも可）	要領 2-2-(2)-7-(I)	
6	温泉利用施設（浴槽、ろ過器、加温器等）の仕様、構造図を明示した書類	要領 2-2-2-(2)-7-(オ)	

規則：温泉法施行規則、 細則：広島市温泉法施行細則、 要領：広島市温泉事務処理要領

H8 タ：タンクローリー等に係る温泉法第 15 条等の運用について（平成 8 年 9 月 24 日環自施第 224 号環境庁自然保護局長通知）

H9 タ：タンクローリー等に係る温泉法第 15 条等の運用について（平成 9 年 1 月 27 日環境庁自然保護局施設整備課事務連絡）